

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票条例
制定請求の受理について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による条例制定の請求を平成 30 年 12 月 20 日付けで受理しましたので、同条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 1 項の規定により、条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を次のとおり公表いたします。

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

石垣市字真栄里 204 番地 140 金城 龍太郎ほか 26 名

2 請求の要旨

於茂登岳は、古くから石垣島の聖地とされ、そこを流れ下る水が、人と自然を育んできました。

この、石垣島全体にとって大切な於茂登の麓にある平得大俣地区で、陸上自衛隊の配備計画が進められ、基地（駐屯地）建設に向けて測量が進められています。

配備予定地周辺の水系を視察した水問題、環境問題の専門家が、市の最終決定を行う前に環境アセスメントを実施する必要があると市に提言しているにもかかわらず、防衛省は、沖縄県の改正環境アセス条例の適用を受けずに済むよう石垣市民を無視し、来年 3 月までに着工する構えです。それに合わせるかのように、市長は、7 月に「防衛省と協力体制を構築する」という判断を表明し、市議会に市有地売却を提案しようとしています。

なぜ、そんなに急ぐのでしょうか。なぜ、聖地とされる於茂登岳のふもとを破壊し、有事には標的となりうる自衛隊基地をつくろうとしているのか、私たちは、この計画の中身を十分に理解し、議論し、納得してきたのでしょうか？

美しい自然、文化、観光の島になぜ、どんな事態に備えて、島の真ん中に誘導弾（ミサイル）部隊を置く必要があるのか、装備品やその運用はどのようなものか、防衛省の想定する有事には島はどんな状況になるのか、大事な於茂登の水や自然環境は十分に保全されるのか、というような、誰もが知りたい問題点について、情報はほとんど共有されておらず、議論や意見表明の機会は全く不十分だったのではないのでしょうか。

このままの状態では基地建設が進められるとしたら、私たちは、この島の暮らしの安全、豊かな自然、産業を、子や孫たちに、責任をもって伝えることはできません。

政府・防衛省も「地元の理解と協力が前提」と説明してきました。配備予定地周辺だけの問題でなく、石垣市全体の問題です。

いま一度よく考え、後世に悔いを残さないためにも、賛成にせよ反対にせよ、市民の意思がはっきりと判るような形にするべきではないのでしょうか。

このような思いから、私たちは、憲法、地方自治法、石垣市自治基本条例が保障する市民の意思表明の手段として、住民投票を実施することを求め、本条例の制定を直接請求します。

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票条例案

(目的)

第1条 この条例は、本市における陸上自衛隊配備計画に関して、住民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 石垣市平得大俣地域における陸上自衛隊配備計画に賛成
- (2) 石垣市平得大俣地域における陸上自衛隊配備計画に反対

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を石垣市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して60日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は前条第3項の規定による告示の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の規定により、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

(投票資格者名簿の調製)

第6条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所における投票)

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票用紙の様式)

第9条 第7条第2項に規定する投票用紙及び同条第4項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(無効投票)

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するように努めるものとする。

(投票の促進)

第12条 市長及び市議会その他関係機関は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為
- (2) 住民の平穏な生活環境を侵害する行為

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第15条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

(投票結果の尊重)

第16条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して60日を経過した日にその効力を失う。